

令和5年3月16日

各 部 長
首 席 監 察 官 殿
各 所 属 長

警 察 本 部 長

警察と学校との連携強化について（通達）

警察と学校とが児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の非行及び被害防止等に関して常時連携を保ち、早期連絡、早期補導の体制を強化するため、従前から警察本部及び各警察署において各種取組を推進しているところであるが、引き続き下記のとおり運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「警察と学校との連絡強化について（例規通達）」（昭和39年2月20日付け（防少発）第180号、（交一発）第36号、（ら発）第222号）は廃止する。

記

1 警察と教育委員会との連携

警察と学校との連携強化に当たっては、警察と教育委員会（私立学校にあつては知事部局、国立大学附属学校にあつては国立大学事務局）とが密接な連携を保ち、警察と学校双方の発意に基づいて適切な措置が促進されるよう配意すること。

2 警察と学校との連絡強化

(1) 学校警察連絡協議会の更なる充実

これまでに、県内の小学校、中学校、高等学校等と警察で組織する「学校警察連絡協議会」が設置され、会議等の場において児童生徒の安全確保と非行防止に関する情報交換が行われるなど、警察と学校との連絡強化を推進しているところであるが、今後、各地域の実情に応じた更なる充実に努めること。

(2) 警察と学校との連絡制度の運用

児童生徒の非行及び被害防止等に関する警察と学校との連絡制度（学校警察連絡制度）の運用については、生活安全部長が別に定める。

3 警察と学校の相互理解

警察と学校との連携に当たっては、学校教育の理念、教員の使命、学校の指導措置等に関する正しい認識を持つとともに、学校に少年警察の理念と実情を十分に理解させるように配意すること。

4 警察と学校との積極的な連携

警察と学校との連携については、学校警察連絡協議会及び青少年補導センターを

通じ、あるいは各種の会合や地域警察官等による学校訪問など、通常の勤務を通じた連絡のほか、あらゆる機会を捉えて、積極的に促進するものとする。

なお、警察と学校との連携を促進するに当たっては、幹部が率先してこれに当たるように配慮すること。

5 学校に対する配慮

非行のあった児童生徒の処遇に当たっては、必要に応じ、学校の意見を踏まえたものとするよう、配慮すること。